

吉國長官公令并

された部分があるわけなんですね。これは私から申しあげるまでもなく、平和条約のこれは五条のC項ですね、五条のC項に「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げた個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取組を自発的に締結することができることを承認する」と、これが一つございますね。それから日ソ共同宣言の中にも、相互にこれを持っていることを相互に確認をいたしましたね。それから私は、一番これが明確になつたのは、現在の日米安保条約だと思込んです。日米安保条約の中では、私からこれも申し上げるまでもないんでござりますけれども、その前に文に「両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し」、そして「よって、次のとおり協定する。」つまり、集団的自衛権をわが国が持っているということをお互いに確認し合つて、そして安保条約をつくったんだということを明確にしておるわけですね。少なくとも国連憲章でいう集団的自衛権というものは、サンフランシスコ講和条約、日ソ共同宣言、特に日米安保条約の基礎をなしてゐるところをよろしくどうぞさいますか。

ます。したがつて、この日米安保条約そのものも、第五条をこらんになればおわかりのとおり、つまり相互防衛条約ではなくて、日本が米国の力によつて安全を守る、日本は米国の領土防衛をしてないというたてまえになつております。この点はつまり、日本が集団的自衛権行使できないといふことの実は裏側の説明にならうかと思います。  
○水口宏三君 その点は、私は納得できませんんです。  
それじゃ防衛庁長官にお伺いしますけれども、防衛庁長官は、憲法上の問題として海外派兵はできないとおっしゃいましたね。しかし現在の憲法のどこにそういうことが書いてあるんですか。  
○國務大臣（増原恩吉君） この問題はひとつ法庫局長官からお答えいたしたいと思います。  
○説明員（吉國一郎君） これは、憲法第九条でなげき衛権を認められているか、また、その自衛権行使して自衛のために必要最小限度の行動権をとることを許されているかということの説明とをして、これは前々から私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずっと同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法第九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、その規定があるということは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないということは、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいたいたい概念だと思います。その自衛権があるということから、さらに進んで自衛のため必要な行動をとれるかどうかとということになりますが、憲法の前文においてもそうでござりますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおかれるということを放置するといふことまで憲法が命じておるものではない。第十九条

ざりますので、いよいよきりぎりの最後のことろでは、この國土がじめうりんをせられて國民が苦しむ状態を容認するものではない。したがつて、この國土が他國の武力によつて侵されて國民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだといふのが私どもの前々から考へてござります。その考え方から申しまして、憲法が容認するものは、その國土を守るために最小限度の行為だ。したがつて、國土を守るというためには、集団的自衛の行動といふやうなものは当然許しておるところではない。また、非常に緊密な關係にありましても、その他國が侵されている状態は、わが國の國民が苦しんでいるといふところではない。その非常に緊密な關係に、かりにある國があるといつてしましても、その國の侵略が行なわれて、さらにわが國が侵されようといふ段階になつて、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず、自衛の行動をとることが、憲法の容認するきりぎりのところだといふ説明をいたしておるわけでござります。そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございましても、これは憲法上行使することは許されないということに相なると思います。

けれども、いまの法制局長官の御説明の中では、憲法のどこにそれがあるか全然明確になつてゐませんよ。自衛権そのもののすら明確なんですね。自然権として認めていたといふあなたの方の解釈で、然権として認めているといふあなたの方の解釈です。また、われわれもそら解釈しております。むしろ自然権である自衛権そのものの行使の形態を否定したのが九条だと、そら解釈する以外に、法制局長官のおっしゃる如く、集団的自衛権は行使できないんだというようなことは憲法上どこから出でくるんですか。

○説明員(吉國 郎君) お答え申し上げる前に申しあげなきやいけませんことは、自衛権といふものは、確かに国際法上固有の権利として国連憲章第五十一条においても認めておるところでござります。自衛権といふのはいわば一つの権利でございます。まして、その自衛権に、国連憲章で認められる前は個別的——インディビデュアルといふよくな形容詞をつけないでザ・ライト・オブ・セルフ・ディフェンス——自衛権ということで、いわば個別の自衛権と申しますが、最近、学者の用いますことばでは個別の自衛権といふものを表現していただだと思いますが、国連憲章になりまして、このインディビデュアルのあとにオアだつたと思ひますが、インディビデュアル・オア・コレクティブといふ形容詞がつきまして、個別的及び集団的の固有の自衛の権利といふふなことばづかいになつたわけでございます。したがつて——しなかつたがつてと申しますが、自衛権といふものはいわば一つの権利、所有権といふよな権利がございまして、その自衛権の発動の形態としてインディビデュアルに発動する場合とコレクティブに発動する場合とあるといふ観念じゃないかと思います。

憲法第九条の説明のしかたとして自衛権、自衛権として、いわば狭い意味のインディビデュアルに発動する場合とコレクティブに発動する場合とあるのを頭に置いて説明をしてきたたゞでございまして、広い意味の自衛権といふ形になりましたが、自衛権といふものは一つで、そのなりましても、自衛権といふものは一つで、その



命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されるということはないようになります。そのための憲法で考えられておりましたけれども、いまの憲法で考へられておりませんよな自衛というのは最小限度の問題でございまして、いよいよ日本が侵される、という段階になつて初めて自衛のための自衛権が発動できるということ、自衛のための措置がとり得るということです。ござりますので、かりにわが国と緊密な関係にある國があつたとして、その國が侵略をされたとしても、まだわが国に対する侵略は生じていない、わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集団的自衛のための行動はとれないと、これは私ども政治論として申し上げておるわけではなくて、憲法第九条の法律的な憲法的な解釈として考えておるわけでござります。

○水口宏三君 納得できませんね。わが国と密接な関係にあるということは、たとえばアメリカなどとかの國から攻撃されたからといって、直ちにわが國の安全は脅かされません。そうでしょう。だから最初に、私はむしろ集団的自衛権といふのは正当防衛権的な自然権であるということを長官が認めになつておるわけですよ。だから密接であるということは、單なる政治的な密接さとか、あるいは經濟的な密接さではなしに、まさにその國が脅かされるということが、わが國の安全、すなはちわが國民の生命、財産を脅かされるということであつて、そのときに初めて集団的自衛権といふものが發動できるからこそ、正当防衛権的な自然権といふことが言えるんじないです。そこを何があいまいに密接な密接などおっしゃるけれども、わが國の国民の生命、財産が脅かされるまではと言はれども、一方、久保防衛局長に聞けば、明らかにわが國を攻撃するといふ艦隊に対しても、その艦隊に向かって攻撃することは当然の防衛行動であると、こういうお話があるから、ど

うしてそこが結びつくのですか。だから法制局長官は密接などということばでごまかしている。密接なというのは政治的に密接である、経済的に密接であるという意味じゃないですよ。まさにわが国民の生命、財産に影響を与えるか与えないかとということは、これは正当防衛権的な自然権として成立するかしないかのじめじやないですか。

○説明員(吉園一郎君) 私が密接と申し上げました、密接ということばを使って申し上げたつてございましては、たとえわが国と非常に密接な関係がある國があつたとしても、その國に対する攻撃があつたからといって、日本の自衛権を発動することはできないという意味で、密接のことばを使つたわけでございまして、いま水口委員の仰せられますが、わが國と安全保障上と申しますか、國家の防衛上緊密な関係にあるその國が攻められることは、日本の國が攻められるとの同じじような意味の考え方ではおりません。

○水口宏三君 そうすると、集団的自衛権といふのは拡大されるわけですか。私はむしろ、先ほど申し上げた憲法調査会の論議を見ても、正当防衛権の自然権として、これを一應国際的にも、また憲法調査会の中での論議でもそれを大体認めているわけですね。正当防衛の自然権といふものは集団的自衛権に該当し得るということは、これは明らかにわが國民の生命、財産、こういうものが脅かされるという前提でなければ、これは私は発動できないだろうと思うのです。ただ密接さといふことばにはいろいろな密接さがあると思う。そ�でなくて、この場合は、まさにAという國が攻撃されることがわが國の國民の生命、財産を脅かされるといふところにあるのじやないですか。それを、あなたさらばに拡大して、そういう意味で言つたのじやないのだといふうになつてきましたら、どことでも軍事同盟を結んで戦争できるじやないですか。

一定の緊密な関係にあって、そのA国とB国が共同防衛のための取り組みをして、そらしてA国なりB国なりが攻められた場合に、今度は逆にB国なりA国なりが自國が攻撃されたと同様として武力を行使する、その侵略に対しても。そういう説明は、國際法上の問題としてはいま水口委員の仰せられましたとおりだらうと思います。ただ日本は、わが國は憲法第九条の戦争放棄の規定によつて、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れないといふことと、平たく申せばそういうことだらうと思ひます。憲法九条は戦争放棄の規定ではござりますけれども、その規定から言つて、先ほど来何回も同じような答弁を繰り返して恐縮でございますけれども、わが國が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自國を防衛するために必要な措置をとることについては、憲法九条でからじて認められる自衛のための行動だということございまして、他国の侵略を自國に対する侵略と同じように考えて、それに対して、その他国が侵略されたのに対して、その侵略を排除するための措置をとるというところは、憲法第九条では容認してはおらないといふ考え方でござります。

あなた方は第九条の解釈、ことに前文についてさつきあなたのたるおっしゃいましたけれども、前文は宣言的なものであつて、残念ながらこのとおりいっていい、このとおりいっていいから第9条で自衛権の発動もやむを得ないのだ、そういうことをおっしゃつてある。自衛権の発動、武力行使の形態もやむを得ないと云ふことをおっしゃつてある。しかも集団的自衛権というのまさにそれに該当するではないか。何も初めから二つ自衛権があるのではない、自衛権といふのは一つです。しかもそれはあくまで自國の国民の生命、財産が脅かされた場合、これを守るために自然権である。これを私はむしろ憲法上の、あるいは国連憲章上の基本的解釈だということは、だからこそ前に念を押した上でこの論議を進めているのです。ときどきお見えになる。わが国は他国の防衛のために出ていかない——そんなことはあたりまえのことですよ、一言もそんなことは言つていません。いかがですか。

○説明員(吉國一郎君) 先ほどの、他国を防衛するということはづかいはけしからぬというお話を、集団的自衛権と申しますのは、さつき申しましたように、A国とB国がいわば防衛上の関係として緊密な関係にあって、相互に防衛をするということを取りきめをするという関係にあつた場合、A国に対する侵略があつた場合にB国がそのA国に対する侵略は自國に対する攻撃と同視して、その侵略に対して武力を行使するということをささいますので、まあ簡単に比喩的に、他国を防衛するということばを申したわけでありまして、刑事法上の正当防衛の観念を、正当防衛権申しますが、正当防衛の観念を國際法上取り入れて、國際法上固有の権利として自衛の権利を説明するのに用いたといふ説明を、先ほど私申し上げました。その観念を変えたつもりは全くございません。

○水口宏三君 それは法制局長官、非常に大きなミスを犯していらっしゃるのじゃないですか。大体、集団的自衛権の場合に、あらかじめA国とB

國が取りきめを行なうことはむしろ一般的には五十一条の集団的自衛権の拡大解釈であるといわれているのですね。これは五十一条は、私が言うまでもなく、急迫不正の侵略が行なわれた場合ですね、その場合に自然権として発動されるものであつて、前提として取りきめがあるかないかなんということは、全然関係ないですよ。それを拡張して現在不必要に取りきめを行なつているとところに問題があるのじやないですか。どこに取りきめなんといふ規定がありますか、五十一条に。だからこそ自然権といわれているのじやないですか。

○説明員(吉國一郎君) 私が取りきめと申しましたのは、取りきめが絶対なければいけないといふことではもちろんと思います。ただ、その取りきめも何もなしに、そのA国とB国がそういう関係にあつた場合に、A国が侵略されたというのではB国が当然にそれを助けるといふものではなくて、その場合には事前の段階でA国の要請なり、あるいはA国の承認が要るのだろうと思います。そういうものは、一般的には取りきめといふ形で事前に合法化するといいますか、合理化するといふことを一般普通の場合にはこうだといふことで申し上げたつもりです。

もう一つは、取りきめさえあればいいといふとではございませんで、A国とB国とが防衛上緊密な関係になければならぬ——先ほどおげになりました、非常に地球の反対側にあるような遠隔の地との間にも、取りきめさえあればいいといふことになつては困るといふようなお話をございましたけれども、そういうものが認められるということは私は考えておりません。

○水口宏三君 それでもなおかつこの五十一条の解釈として、取りきめがあるときももちろん論外です。明示の要請があつた場合に限るかどうかといふことすら、これはいままで確定しておりませんね。むしろこれは自然権である以上、明示の要請を必要としないといふ解釈のほうが一般解釈だと思うのです。これはなぜかといえば、A国に

とってはB国に対する攻撃が自国の国民の生命、財産を脅かすものとみた場合に、これはA国が出しているといふことは、まさに自衛権の発動だから、いついわゆる規定がなくていいのだといふのであって、前提として取りきめがあるかないかなども、全然関係ないですよ。それを拡張して現在不必要に取りきめを行なつているとところに問題があるのじやないですか。どこに取り

きめなんといふ規定がありますか、五十一条に。だからこそ自然権といわれているのじやないですか。

○説明員(吉國一郎君) 私が取りきめと申しましたのは、取りきめが絶対なければいけないといふことではもちろんと思います。ただ、その取りきめも何もなしに、そのA国とB国がそういう関係にあつた場合に、A国が侵略されたというのではB国が当然にそれを助けるといふものではなくて、その場合には事前の段階でA国の要請なり、あるいはA国の承認が要るのだろうと思います。そういうものを見ると、一般的には取りきめといふ形で事前に合法化するといいますか、合理化するといふことを一般普通の場合にはこうだといふことで申し上げたつもりです。

○説明員(吉國一郎君)

私はほど専攻したわけではありませんので、あるいは条約局長から補足してもらつたほうがいいかと思いますが、大体の大かたの学説では、そ

ういうことであったと、私いまの記憶では考えております。

それから、ついでと申しては恐縮でございますけれども、たとえばケルゼンのような学者は、コレクティブ・セルフディフェンス・ライトというレクティブ・セルフディフェンス・ライトといふものについて、自衛権の観念に入れるとは、もともと無理だというような説明をしている学者さんあることをつけ加えておきます。

○水口宏三君 いまいことをおっしゃった。そ

こで私は、まさに集団的自衛権が乱用されているところに問題がある。大体、集団的自衛権といふ観念が、本来の国連憲章のサンフランシスコの原案にはございませんですからね。これはダンパン・トン・オーラス会議ですか、あそこで初めてアメリカ側から入れられ、五十三条の旧敵国の文言がございましたけれども、そういうものが認められるということは私は考えておりません。

○説明員(吉國一郎君)

これが

平和条約の五条のC項でございますか」と安保条約の前文、日ソ共同宣言で、わが国が自衛権を持つているということは確認をしております。そ

の自衛権には、形容詞がついておりまして、個別的及び集団的自衛の固有の権利があるということ

で、条約上うたわれておりますが、これは国際法上の問題として、日本が自衛権を持つて、その自衛権といふのは個別的及び集団的なものであつて、憲法上こういう権利の行使について、まつたく削除措置をしなければならない。憲法ではわが

国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国が国内法

として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだという

ことが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、そ

の法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのよろんな説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及

び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だといふ

考え方で、その結果として、集団的自衛のための

行動は憲法の認めるところではないといふ法律論として説明をしているつもりでございます。

○水口宏三君 それじゃ、まあこの問題はまだ何

回か機会がありますから、これ以上論争してもしかたがないと思います。ただ、私が申し上げたい

のは、集団的自衛権に対する解釈について法制局

として説明をしているつもりでございます。

○水口宏三君 それじゃ、まあこの問題はまだ何

回か機会がありますから、これ以上論争してもしかたがないと思います。ただ、私が申し上げたい

のは、集団的自衛権に対する解釈について法制局

として説明をしているつもりでございます。

○水口宏三君 それは条約局長、サンフランシスコ条約をお読みになつてごらんなさい。これは日

本がみずからの意思でもつてやつたのじやないの

です。つまり講和する相手国が日本にそういう

ものを認めるという、許容するということにすぎ

ない。日本から何ら積極的にそれにについて意思表示をしていないのです。日ソ共同宣言の場合もソ

連は日本に、日本はソ連に認めているのですね。

ところが安保条約だけは、相互に持つてること

これが集団的自衛権だといふように解釈するのなら、これは私はどうも妥当なよろな気がいたしません。

ただし、ここで、もしいま法制局長官がおつしやるよう、憲法上集団的自衛権といふものの行使が禁止されているといふ解釈にお立ちになる

なら、何で日米安保条約の前文に、権利を有する

ことを確認し、次とおり協定するといふような

条項が入つてくるのですか。これは明らかに放棄して、憲法上こういう権利の行使について、まつたく削除措置をしなければならない。憲法ではわが

国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国が集団的自衛権を持って、しているものなら、日本が集団的自衛権を持つて、しているものなら、日本が集団的自衛権を持って、していないことを前文に明記すべきではないですか。

○説明員(高島益郎君) これはサンフランシスコの前文でございますが、これは国際法

として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだといふ

ことが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、そ

の法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのよろんな説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及

び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だといふ

考え方で、その結果として、集団的自衛のための

行動は憲法の認めるところではないといふ法律論として説明をしているつもりでございます。

○水口宏三君 それじゃ、まあこの問題はまだ何

回か機会がありますから、これ以上論争してもしかたがないと思います。ただ、私が申し上げたい

のは、集団的自衛権に対する解釈について法制局

として説明をしているつもりでございます。

○水口宏三君 それは条約局長、サンフランシスコ条約をお読みになつてごらんなさい。これは日

本がみずからの意思でもつてやつたのじやないの

です。つまり講和する相手国が日本にそういう

ものを認めるという、許容するということにすぎ

ない。日本から何ら積極的にそれにについて意思

表示をしていないのです。日ソ共同宣言の場合もソ

連は日本に、日本はソ連に認めているのですね。

ところが安保条約だけは、相互に持つてること

がいま確立をしている。それを前提にして、日米

安保条約が締結されているにもかかわらず、あえて日本は集団的自衛権を行使しないといふのは、

これはまさに政策論じゃないですか。法律論じゃ

ないですよ。この点、条約局長いかがですか。

○説明員(高島益郎君) 私の、これはお答えと申

し上げるより説明みたいなものでございますが、これはなぜかといえば、A国に

るんですね。相互に両国が持っていることを確認しているんですよ。だから、サンフランシスコ条約、日ソ共同宣言から見ると、これは明らかに日本が集団的自衛権を持つている、しかもその行使について何ら前文には制限をうたっていないんですね。とすれば、これはまあ当然今までの自然権としての集団的自衛権の行使というものを使保条約では禁止しているんだということには全然ならないと思います。結局、今までの条約をずっと羅列してきて安保条約へきて、ついにこれはもう、相互にお互いが持っていることを確認し合つたんですね。それでどうして日本だけが集団的自衛権を放棄するなんということが出でてくるんですか。

○説明員(高島益郎君) それは、先ほどから吉國長官が御答弁しておられますとおり、憲法の自己抑制というのがございまして、日本には集団的自衛権はあるけれどもこれを行使できない、そういうたてまえで安保条約ができておるということを申しておるわけでございます。

○水口宏三君 それでは、私も一回。あとで統一見解を伺いたいんでございまして、どうも今までの御答弁を伺っていると、少なくとも国連憲章五十一條の集団的自衛権に対する一般的な概念、日本国憲法第九条に対する解釈、これを法制局長官は十三条までお加えになった、あるいは憲法の前文まで引用なさったそれらを含めて、何で憲法第九条というものが集団的自衛権の行使を——を自己抑制とおしゃっているが、禁止でしょうか、禁止していると見ていいんでしょうか——

わからぬわけです。このままでは、自己抑制だなんて——自己抑制というのは、非常に主觀的なものであつて、だから当然憲法論議である以上、それは解釈の相違もございましょうが、これは単なる解釈の問題ではないと思うんですね。その点明確にひとつ文書でもって御回答いただきたいんでございますけれども、増原防衛厅長官いかがでしょか。

○國務大臣(増原恵吉君) なお、御趣旨をよく承りましたので、検討いたしましてお答えをいたしました。

○説明員(高島益郎君) この際申して恩縮ですが、先ほど海外派兵の統一解釈と申しますが、一週間ぐらいと申しましたが、いまお話を聞いておつて、これは兩者まととに一体のものでございまして、約一ヶ月くらいの御猶予をいただきたいということで、解釈を申し上げる……。文書をもつてやることはよろしくございます。文書でお答えをさせることにいたします。

○水口宏三君 そうすれば、これを伺うのはちょっとあまり意味がなくなるのでござりますけれども、日米共同声明の例の韓国条項と台湾条項でございますね、これはまさに日本の自衛とは全く無関係である、自衛権の行使とは無関係であると解釈してよろしいですか。増原防衛厅長官は五次防から六次防まで何か考えます。

○説明員(高島益郎君) 先ほどから申しておりますとおり、日本は集団的自衛権行使することができないということになりました。したがいまして、二月七日でありますか、四次防の大綱、これは三次防の場合にも大綱といふものをつくりましたが、四次防の大綱をつくるにとどまる。そしてその大綱をつくりまする際には、原案にありました構想、十年先の一つの防衛力を考えた上で四次防を策定するという考え方の方は取りやめました。これが四次防の骨子と今後の見通しでございますね、これをあらためて——これはもと時間がございませんので、要点だけぜひひとつここで御意見を承りたいんです。この場合に、できますならば、これまで非常に論議されました中曾根構想と異なる点あるいはこの前の衆議院の内閣委員会でも問題になつた防衛力の限界等も含めて、現在の四次防といふものの位置づけ、それから大綱といふところとどこであるかと、外因との関係におきまして、日本の持ついわゆる個別的な自衛権との関係では何ら関係はございません。

○國務大臣(増原恵吉君) 四次防の性格、位置づけ、これはいま御質問にありました四次防原案、いわゆる中曾根案といふものとの関係において申しあげたほうがわかりやすいように思つて申しますが、防衛厅原案は昭和四十七年度を初年度といたしまして五年間の計画でありまするが、これは十年後のいわゆる防衛上の状態を想定をしこれに対処をする、これはもちろん背景に日米安保条約といふことが書いてありますね。韓国に——日本を攻撃する意図を明らかに持つたと思われるどこの国の軍隊が、韓国を軍事攻撃し、韓国を占領